

## 議案第77号

### 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての 議決の一部変更について

次のとおり天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決（昭和58年3月3日議決）の一部を変更し、平成19年4月1日から適用することについて、下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後	変 更 前

関係市町	負担すべき金額
倉吉市	排水1立方メートルにつき <u>95円</u>
三朝町	
湯梨浜町	
北栄町	

関係市町	負担すべき金額
倉吉市	排水1立方メートルにつき <u>99円</u>
三朝町	
湯梨浜町	
北栄町	